

老後の資産形成等に関する専門家会合（第1回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和元年6月10日（月）15時31分～15時48分

場 所：財務省第4会議室（本庁舎4階）

○坂本主税局税制第一課長

では、よろしく申し上げます。

今日、老後の資産形成等に関する専門家会合の第一回を開催しましたが、この会合を行っている趣旨を申し上げさせていただきますと、個人所得課税につきましては、平成27年に政府税調で論点整理のとりまとめをしております。働き方の多様化などの経済社会の変化を踏まえて、諸控除の見直し、基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し等々、具体的な取組みを進めてきているわけですが、27年にまとめた論点整理の所得税改革の課題の中で、一つ残っている宿題がございます。それが、この老後の生活などに備える資産形成を支援する公平な制度を税制の世界でどのように作るかということです。

30年度改正で先ほどの控除の見直しというところに一つ形ができたこともあり、昨年の秋には、この残された宿題の方の検討着手をしましょうという運びになったという流れです。

具体的にどのような宿題なのかと申しますと、日本におけます老後の資産形成というものは、企業年金や、企業年金も伝統的な厚生年金基金みたいなものもあれば、その進化したDBあるいはDC等々です。それで、新しくは、個人型の確定拠出年金、通称iDeCoです。様々な制度が段階的に整備されてきているわけですが、働き方の多様化、ライフコースの多様化というものが進む中で、働き方の違いによって税制支援が異なっているということ。そして、各制度がそれぞれで非課税枠の限度額管理を行っているといったような課題があって、ほかの国々の取組みを参考にしながら、働き方ライフコースの違いによって、有利、不利ができるだけ生じないような、できるだけ公平な制度を構築できないかという方向で検討を進めようということになってございました。

これは、昨年の秋に政府税調で議論をキックオフしたこともあって、党税調でも、私の方から報告をさせていただいて、こんな検討を進めていますと。それで、党税調でも御議論いただいて、昨年の年末の与党の税制改正大綱にも、そういう検討は行っていく必要があると書いてあるという流れがございます。

では、どうするのかということですが、この課題というのは、例えば、通常控除の見直しというと、租税法の学者の先生がいて、経済学者の先生がいて、その他諸々の世の中の流れが分かっている方がいると議論ができるのですが、企業年金、個人年金等々、少し税調の専門性という範囲を超えて、様々な知識が求められるということもあるものですから、また、非常に細かい論点を多々含んでいる課題なので、政府税

調本体での総会での検討の前に、まず、少人数の専門家会合を設けて話を進めた方がいいのではないかという話になりまして、この第一回となるわけですが、また、その議論に先立って、諸外国の取組みが参考になるということ为先ほど申し上げたこともあり、このゴールデンウィークの期間に田近委員と土居委員にはアメリカ、カナダに行っていて、岡村委員と赤井特別委員には、イギリス、ドイツ、フランスというところで行っていて海外調査を行ったという流れの中で、この専門家会合、本格的な検討は、おそらく夏が過ぎてから、実質的に、我が国はどうしていくのかという話に入っていくのだろうと思っておりますが、海外調査に行ったということでもあるので、第一回は調査報告会という形で議論というか、調査報告を聞いて、それで気づきの点みたいなことをシェアするという形で第一回を開いたらどうかということで、本日の会の運びになりました。

今日の報告会ですが、出張された委員の方の御報告内容は、アメリカ、カナダ、イギリス、この三カ国では、働き方、ライフコースの多様化が進んでいる中で、各種の企業年金、個人年金に共通の非課税拠出限度額を設ける、あるいはそれに準ずる制度を持つなど、働き方の違いによって、税制支援に大きな違いが生じないように配慮する仕組みというものがあるということ。

もちろん、そういう要約をするというよりは、それぞれの制度の細かいところを聞いてきたということではあるのですが、大掴みに申し上げると、そういう制度についての御説明があり、片や、フランスやドイツというのは、こういうわかりやすい共通枠がないと、日本と同様という中で、そうは言っても私的年金の見直しについての諸々の検討があるということなど、各国の状況について報告がありました。

出席されたほかの委員の方々からは、制度について、出張者の報告について、この言葉の意味というか、こう書いてあるが、実際のところ、どういう制度なのだとか、こう書いているが、実際の運用なり、あるいは実務はどのように回しているのかなど、そういった形で、諸々の御質問があり、クラリファイできるもの、できないもの、いろいろあったと思いますが、それを踏まえて進めていくという形になったということです。

私からは、以上です。

○記者

ありがとうございます。

今後なのですが、いつ頃まで、どのくらいのペースでやっていくものなのかということと、アウトプットみたいなものは、どのようになっていくのかというのを教えていただければ。

○坂本主税局税制第一課長

まだ外国のことを勉強している段階ですので、この専門家会合のミッションは、実際に日本の企業年金、個人年金の制度を見直すにあたっての論点を洗い出していくこ

とが課題になると思います。

非常に論点が多岐にわたりますので、短期間にまとまっていくということではないのだろうと思っていますが、具体的に、いつまであるいはいつ頃という目処を持っているものではございません。

アウトプットは、先ほど申し上げたような論点を整理していくということだろうと考えています。

○記者

まず、冒頭なのですが、今日は資料だと傍聴可となっていたのですが、メディアが退室となったのは、何か理由があったのでしょうか。

○坂本主税局税制第一課長

資料が途中で変わったという認識はなく、傍聴はもちろんいただけるのですが、調査報告会のところは、税調やほかの審議会などでも、例えば、いわゆる起草会合みたいな段階になると、テクニカルなやりとりについて、何か物事を決めていくプロセスとは少し違う、技術的に文章論を議論したりするようなどときには、起草会合という形で公開をせずに、むしろ学者、有識者の方々が率直に、ここはこう書いた方がいいのではないかみたいなやりとりをするというのはよくあって、今日は、実は起草会合とは少し違って、おそらく、起草会合以前の、まず、海外で聞いてきたものを、今後、海外調査報告というものが、通例であれば、いずれ出来上がるようなことになるのだろうということですが、その入り口の入り口みたいなところで、まずは、海外から聞いてきた人たちから話を聞いて、どんなことがクラリファイすべきポイントとして大事なのかみたいな話を技術的にやりとりし合うものなので、今回は、そういう意味では、調査報告会という形で、クローズドで行いましたが、いずれ、こうした議論の成果は、報告書という形で皆さんに見ていただくものとして完成されていくので、そのものはもちろん公表になりますし、例えば、そのものをもとにした議論みたいなものは、当然、将来あるわけで、秘密主義に走っているというより、実務的なときに、このような会の開き方があるということは御理解いただければと思います。

○記者

制度の不公平をなくすというところが論点にあるということだったと思いますが、一方で、今、ちょうど国会などもそうですが、老後の資産運用というところが、見方は違いますが、かなり盛り上がりを見せていて、その辺についての話など話題は、今日出たのでしょうか。

○坂本主税局税制第一課長

全くなくて、やはり、話がおっしゃられるように違うので、要するに企業でしっかりと年金制度がある方は、非常に大きな枠で、非課税で老後の備えをすることが税制の世界で認められているわけですが、今、皆様の業界もそうだと思いますが、一つの会社に入って、老後ぎりぎりまで一つの会社で働き続けて、その会社の年金を受

給するという人ばかりでは当然なくなってきたので、そうではない働き方、フリーランスのような方々の資産形成みたいなものについて、先ほど申し上げた共通枠、つまり、AさんとBさんで、非課税で年金を拠出する額がおおむね一緒になるような方向で制度を作っている国があるから、それは参考になると、そのままやるかどうかはともかく、というような次元が違い過ぎる話をしているものですから、そのことは全く話題になりませんでした。

○記者

最終的には、ひいては投資を促進させるような効果もある議論と言えるのでしょうか、そこはまた別のところでの話ですか。

○坂本主税局税制第一課長

そこは、投資促進ということ自体を目的にしているわけではないので、少し違ったことなのだろうと思います。

○記者

働き方の違いによる不公平感をなくすというのは、例えば、今、優遇されている会社員のような方を、どちらに寄せていくかという話だと思うのですが、フリーランスや自営業の方をより老後の資産形成しやすいように優遇していくという考え方もできると思いますし、逆に言うと、会社員に対して、少し厳しい制度にしていくという考え方もあると思うのですが、そこはどのような捉え方をすればいいのでしょうか。

○坂本主税局税制第一課長

そもそも、本当に入り口に立っている話ですので、そこはどちらがどうこうということでは全くなく、オープンな議論だと思います。

○記者

今回の会合の目的が、論点整理というふうにおっしゃっていたと思うのですが、今後の会の進め方として、今日などは海外の事例報告でしょうし、あと、企業の方にお話を聞くとか、組合の方を呼んで聞くとか、具体的にどういう会合の進め方を想定されているのでしょうか。

○坂本主税局税制第一課長

これも正直、この事務年度が終わりかけるところで第一回をやったというタイミングですので、これからゆっくりその辺も含めて考えていくと。

よくこの種の専門家会合を、私も過去にいくつかやりましたが、やはり、おっしゃられるような、この世界で言うと、企業年金の話などは大事ですから、企業年金についての設置運用している方々の生の声分かるなど、そういう方の話を聞くとか、今ある、例えば、iDeCoみたいな制度を実際に回している方の話を聞くなどというのは、もちろんあり得ると思いますが、そういうことについて、詳しい学者の先生の話聞くなど、諸々選択肢はあると思います。どのように勉強をしていくのかを含めて、これから考えていきたいと思っています。

○記者

繰り返しになってしまっていて恐縮なのですが、傍聴可能だったのが、傍聴ではなくなって、冒頭のみ公開になりましたというところですが、技術的な海外調査の報告になるということは、もともと分かっていたことなのかと思うのですが、それが変わったという理由はあるのでしょうか。

つまり、今日、金融庁の審議会の指針で、老後2,000万円の赤字になりますというのが、国会でも議論になっていますが、そことの関係はないということでしょうか。

○坂本主税局税制第一課長

全くないです。

私は出張された先生方から行ってきた感じといっても、皆さん知識が、それぞれ偏りがあるではないですか。要するに、今日、ここに集まってきている先生方は、例えば、出張に今回この国に行ったのは、この先生なのだけれども、この国のことは、ほかの先生の方が詳しいみたいなことなど、金融のプロの方なのだけれども、こういうことを知っているかみたいなことがあって、非常にインテンシブに朝から晩まで、向こうの担当者から英語で様々なことを言われて、英語やフランス語で言われたものを一生懸命咀嚼して、その概要版を作ってきているので、こういうふう聞いてきたのだが、それは違うのではないかみたいな、そういうフランクなやりとりをしたいということですから、もともとこういうのはクローズドでやって、それで出来上がったもので、それを参考に日本の制度をどうしていくのかということころは、これは国民的なお話でもあるので、その段階になってオープンなのはありなのだけれども、こういう学者同士のやりとりみたいなものは、こういう方が向いているのだという話は聞いていたものですから、正直、もともとそういうものだと思っていて、誤解を招くようなことがあったのだとすると、大変申しわけありませんが、そういう推測をいただくような類いのことでは全くないですし、先ほど申し上げたように、事柄も性質も全く違いますので、そういう心配をしているわけでもございません。

○記者

坂本課長、ありがとうございました。

○坂本主税局税制第一課長

どうもありがとうございました。

[閉会]